

中野区教育委員会事務局処務規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (事務局の分課等)</p> <p>第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。 子ども・教育政策課 庶務係 (略) ～ 企画財政係 <u>子ども計画担当係長</u> 図書館運用支援係 (略) ～ 子ども政策調整係 保育園・幼稚園課 (略) 指導室 (略) 学校教育課 学校経営支援係 (略) ～ 体験学習係 <u>特別支援教育係</u> 子ども教育施設課 (略)</p> <p>第3条 (略) (参事及びその職責)</p> <p>第4条 (略) 2 参事(子ども家庭支援担当)は、教育長の命を受け、子ども・教育政策課(<u>子ども計画担当係長及び子ども政策調整係の分掌する事務に属するものに限る。</u>)の分掌する事務に関する事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>第5条～第8条 (略) (担当係長及びその職責)</p> <p>第8条の2 <u>子ども・教育政策課及び学校教育課</u>に第2条に規定する担当係長を置く。</p>	<p>第1条 (略) (事務局の分課等)</p> <p>第2条 事務局の分課等は、次のとおりとする。 子ども・教育政策課 庶務係 (略) ～ 企画財政係 図書館運用支援係 (略) ～ 子ども政策調整係 保育園・幼稚園課 (略) 指導室 (略) 学校教育課 学校経営支援係 (略) ～ 体験学習係 子ども教育施設課 (略) <u>子ども特別支援課</u></p> <p>第3条 (略) (参事及びその職責)</p> <p>第4条 (略) 2 参事(子ども家庭支援担当)は、教育長の命を受け、子ども・教育政策課(子ども政策調整係の分掌する事務に属するものに限る。)及び<u>子ども特別支援課</u>の分掌する事務に関する事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>第5条～第8条 (略) (担当係長及びその職責)</p> <p>第8条の2 <u>学校教育課</u>に第2条に規定する担当係長を置く。</p>

2 前項の担当係長は、課長又は担当課長の命を受け、それぞれ別表第2に定める事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を監督する。

第9条～第18条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第6条関係)

担当課長	分掌事務
学校再編・地域連携 担当課長	(略)
子ども政策担当課長	子ども・教育政策課子ども計画 担当係長及び子ども政策調整 係の分掌する事務に関する こと。

別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)

課	係	分掌事務
子ども・教 育政策課	庶務係 ～ 企画財政係	(略)
	子ども計画 担当係長	子ども・子育てに係る基本的 な計画の策定及び推進に関 すること。
	図書館運用 支援係 ～ 子ども政策 調整係	(略)
保育園・幼 稚園課	幼児施策調 整係	1 課内の庶務及び経理に 関すること。 2 <u>区立幼稚園の計画調整</u> に関すること。 3 課内他の係に属しない こと。
	幼稚園・認 可外保育係	区立幼稚園の一時預かり事 業に関すること。
指導室	教育事業係	1 教育事業事務に関する こと。 2 室所管の各種事業の経 理等に関すること。

2 前項の担当係長は、学校教育課長の命を受け、別表第2に定める事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を監督する。

第9条～第18条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第6条関係)

担当課長	分掌事務
学校再編・地域連携 担当課長	(略)
子ども政策担当課長	子ども・教育政策課子ども政策 調整係の分掌する事務に関す ること。

別表第2 (第8条、第8条の2、第15条関係)

課	係	分掌事務
子ども・教 育政策課	庶務係 ～ 企画財政係	(略)
	図書館運用 支援係 ～ 子ども政策 調整係	(略)
	保育園・幼 稚園課	幼児施策調 整係
指導室	幼稚園・認 可外保育係	区立幼稚園の一時預かり事 業に関すること。
	教育事業係	1 教育事業事務に関する こと。 2 室所管の各種事業の経 理等に関すること。

		<p>3 教科書事務に関する こと。</p> <p>4 区立学校職員(県費負担 教職員を除く。)の公務災 害補償に関する<u>こと。</u></p> <p>5 区立学校県費負担教職 員の給与等に関する<u>こと。</u></p> <p>6 区立幼稚園教育職員の 給与等に関する<u>こと。</u></p> <p>7 教育センター事務に関 すること。</p> <p>8 室内他の係に属しない こと。</p>
	教職員係	<p>1 学校職員の身分取扱い 等の人事事務に関する こと。</p> <p>2 臨時的任用教職員及び 講師の任免事務に関する こと。</p> <p>3 区立学校に置く区費教 育職員の任免事務に関 すること。</p>
	指導主事	(略)
学校教育課	学校経営支 援係 ～ 体験学習係	(略)
	特別支援教 育係	<p>1 特別支援教育の推進に 関する<u>こと。</u></p> <p>2 就学相談に関する<u>こと。</u></p> <p>3 特別支援学級及び特別 支援教室の運営に関する</p>

		<p>3 教科書事務に関する こと。</p> <p>4 教育センター事務に関 すること。</p> <p>5 室内他の係に属しない こと。</p>
	教職員係	<p>1 学校職員の身分取扱い 等の人事事務に関する こと。</p> <p>2 臨時的任用教職員及び 講師の任免事務に関する こと。</p> <p>3 区立学校に置く区費教 育職員の任免事務に関 すること。</p> <p>4 区立学校職員(県費負担 教職員を除く。)の公務災 害補償に関する<u>こと。</u></p> <p>5 区立学校県費負担教職 員の給与等に関する<u>こと。</u></p> <p>6 区立幼稚園教育職員の 給与等に関する<u>こと。</u></p>
	指導主事	(略)
学校教育課	学校経営支 援係 ～ 体験学習係	(略)

		こと。
子ども教育 施設課	(略)	(略)

子ども教育 施設課	(略)	(略)
子ども特別 支援課	子ども発達 支援係	1 課内の庶務及び経理に 関すること。 2 課内他の係に属しない こと。
	特別支援教 育係	1 特別支援教育の推進に 関すること。 2 就学相談に関すること。 3 特別支援学級及び特別 支援教室の運営に関する こと。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。